

令和2年度第1回

すぎなミーティング報告書(令和2年8月29日開催)

「子どもたちの健やかな成長を見守るために」 ～児童虐待防止について考えよう～

日頃区政との接点が少ない区民の方々を含め、幅広い区民の皆さんから、区の抱える行政課題についてのご意見を区長が直接伺う機会として本事業を実施しています。

今回は、新型コロナウイルスの感染予防として、参加者全員のマスキングやソーシャルスタンスの確保、アクリル板の設置などの対策を講じて開催しました。無作為抽出の2,000名にご案内をお送りし、応募していただいた中から11名の方に参加いただきました。



最初に担当者から説明しました

●児童虐待とは？

児童虐待は、児童虐待防止法で規定された四つの類型に分けられています。しかし、一つの類型に当てはまる場合だけでなく、虐待が複合的に行われる場合もあります。

全国の児童相談所の児童虐待に関する令和元年度の相談対応件数は、約16万件。毎年増え続けている状況です。

●区の支援体制は？

要保護児童、要支援児童、特定妊婦の支援を担当しているのは、子ども家庭支援センターです。そのうち、虐待の恐れがあり、支援等が必要な就学前の児童と妊婦には、医療専門職である保健センターの保健師が寄り添って支援を行っています。

●今後の区の取り組みは？

区立児童相談所の設置に向けて、まずは身近な地域で迅速かつ機動力のある児童相談体制を構築することとし、高円寺（開設済）・荻窪・高井戸の3つの地域型子ども家庭支援センターの設置を進めています。

児童虐待とは・・・

【身体的虐待】

子どもの身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。

【ネグレクト】

子どもの心身の正常な発達を妨げるような保護の怠慢・放置

複合型

【性的虐待】

子どもにわいせつな行為をすること又はさせること。

【心理的虐待】

激しい暴言、拒絶的な対応、子ども前でのDVなど、心理的外傷を与える言動などを行うこと。

支援対象とケースの進行管理機関

	対象となる児童等	ケースの進行管理機関	
		就学前	学齢期以降
要保護児童	虐待又は虐待の疑いがあり、支援等が必要	子ども家庭支援センター	子ども家庭支援センター
要支援児童	虐待のおそれがあり、支援等が必要	保健センター	子ども家庭支援センター
特定妊婦	虐待のおそれがあり、出産前から支援が必要	保健センター	

区長の想い！

●児童相談所業務

児童虐待対策には、児童相談所が重要な役割を担っています。児童相談所は、これまで東京都のみが運営を行ってきましたが、現在は区が直接運営できるようになりました。23区の中でも、世田谷区、江戸川区、荒川区の3区が先行して開設し、現在開設に向けた準備をしている区もあります。



●子どもを保護する権限

児童相談所の役割で、区の家庭支援センターにできないことは、親から子を引き離すことです。児童相談所は、法律で子どもを保護する権限を持っています。子どもの命を守るためには、こうした強制力が必要ですが、その見極めは、一朝一夕で養われるものではありません。過去の事件でも、なぜもう一步踏み込んで、命を救えなかったのかということが議論になりますが、区が児童相談所業務を担うためには、職員の高い知識や技術、経験が必要です。

また、親と職員が対する場面では、その職員個人の強さがその親を説得することができるかどうかの結果を左右してしまうケースがあります。そこで、個人で対応するのではなく、組織で対応していくことが求められます。

●児童相談所の開設時期は未定

杉並区は児童相談所を開設するが、いつ、どのようにといったことは、今は白紙の状況です。その大きな理由は、その業務にあたる職員の育成が必要であること、また都立の杉並児童相談所も運営を続けていくことになるので、区内に2つの相談所ができるわかりにくさをいかに解消するかという、大きな課題があることです。

そうしたことから、区は基礎自治体として、子ども家庭支援センターを運営し、都や警察などと連携して、児童の相談業務をしっかりと行っていくことに尽力していく必要があります。そうして、人材の育成や組織としての力を蓄え、区が児童相談所業務を担うことになった時に、しっかりとその役割を果たしていきたいと考えています。

★子どものサイン

杉並区は、他区に比べ比較的問題のケースも少ないのですが、子ども家庭支援センターに寄せられる児童虐待の通報は大幅に増えてきています。そうした通報に応えるため、人員も3倍に増やしてきました。子どもが虐待を受け、子どもが発するサインを保育園や学校、隣近所で見逃さないことが、子どもたちの命を守ることに繋がります。

区としても、このことを大切にするとともに、地域の皆さまにも、ぜひ子どもたちに目配り、声掛けをしてほしいと思います。



会場の様子と参加者の主なご意見



★主な意見をピックアップ

◎行政アプリを活用

仕事と子育てを両立する若い世代は、とても多忙です。子育ての悩みや不安によって、夫婦の関係が悪化し、やがて子どもにもその影響が生じかねません。こうしたことは、どこの家庭にも起こりうるもの。そこで、24時間いつでもどこからでも相談できる専用の行政アプリで区民の子育ての支援をすることで、児童虐待の芽を摘み取れるのではと考えます。

◎男性へのケアも重要

産前産後も含め、子育てのことを相談する場所がなく、きめ細かな支援が必要と感じます。特に、赤ちゃんが家に来ることに、父親となる男性の準備が足りていないことで、児童虐待につながるのではないかと思います。しつけないのか、児童虐待になるのか、もっとわかりやすく知らせることも重要と考えます。

◎みんなが子育てに関心を持つ

子どもは次代を担う宝です。親がわが子を育てるだけでなく、地域の力を活用した子育てをしていくことが重要だと思います。まずは、子育てを他人事せず関心を持つことで救われる子どもがいますし、より良い地域が形成されていくものと考えます。

◎夫婦で子育てを楽しむ

今の時代は、女性も仕事を持つケースが増えています。都市の住宅事情から、今後も共働きは増加していくと考えます。子育てを女性の役割にするのではなく、夫婦で仕事も子育ても「楽しむ」ということが重要なのだと思います。

◎まずは、相談する

子どもへの体罰は、何も生み出さないと分かっているにもかかわらず、泣き止まない子どもと対峙して、自分の我慢が限界に達しそうなったこともあります。そうした時に、電話で相談できる相手が一人でもいたら、それで心が救われます。まずは、気軽に相談できる相手を見つけることがとても重要だと思います。



●すぎなミーティングを終えて

子どもが虐待により、命を落としてしまう悲しい事件もあり、かけがえのない命を守りたいという真剣な議論が繰り広げられました。

ミーティング終了後のアンケートでも、「区長や担当者の説明を聞いて、児童虐待の実態やその取り組みを知ることができて有意義だった」、また、「多くの人と意見を交換し、お互いの考えを知ることができて良かった」など、前向きな感想をいただきました。



令和2年度第1回すぎなミーティング報告書

- ・開催日 令和2年8月29日
- ・参加者 区民：11名・区関係者：区長、子ども家庭支援担当課長ほか

令和2年9月 編集・発行 総務部区政相談課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号 電話 03-3312-2111